

議案第 7 1 号

世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立世田谷美術館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4
4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、世田谷区立世田谷美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷美術館	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで
世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで
世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館	公益財団法人せたがや文化財団	東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで